

大阪広域水道企業団職員の給与に関する規程等の一部を改正する規程のあらまし

- 1 人事院勧告及び国家公務員の取扱いを踏まえ、所要の改正を行います。
〔主な改正内容〕
 - ・給料表の改定及び号給の切替え
 - ・配偶者に係る扶養手当の廃止及び子に係る扶養手当の増額（段階的に実施）
 - ・通勤手当の支給限度額の引上げ、新幹線等利用に係る支給要件緩和等
 - ・管理職員特別勤務手当の支給対象時間帯の拡大
 - ・定年前再任用短時間勤務職員及び暫定再任用職員への住居手当の支給
 - ・特定任期付職員業績手当の廃止及び特定任期付職員への勤勉手当の支給
- 2 内部組織の見直しに伴い、所要の改正を行います。
- 3 その他必要な規定の整備を行います。
- 4 この規程は、令和7年4月1日から施行します。